

1. テーマ

職業安定法改正に伴う対応策

2. 趣旨

改正職業安定法が平成 30 年 1 月より施行されました。人材紹介と反復紹介の違いや、反復紹介の中でも求人者が個人の場合と法人の場合によっても異なり、どう影響を及ぼすのか、また、厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」において、職業紹介の実績に関する情報を掲載することが義務付けられました。職業紹介責任者においては、最新の情報を把握するために「厚労省人事労務マガジン」への読者登録が義務付けられ、何れもパソコン等でインターネットを使用して行なわなくてはならない事項が追加されました。

時代と共に変わる情報社会において、今後職業紹介事業を運営していくにあたり、何が必要であるか、「知らなかった」では済まされないコンプライアンスへの適正な対応と共に、職業安定法改正に伴う対策をテーマとして、全国 10 ブロックでセミナーを実施します。

3. 研修カリキュラム

内 容	時間配分
開催挨拶等	10 分
「職業安定法改正に伴う対応策」 講師：元埼玉労働局長 古曳 享司（コビキタカシ）氏	80 分
質疑応答	10 分
「求人者に適切な雇用管理上のアドバイスをするために」 ～平成 30 年度家事サービスヒアリング調査結果から～ 講師：株式会社リクルートスタッフィング キャリアカウンセラー 田所 薫 氏	60 分
質疑応答	10 分
アンケート記入・閉会挨拶等	10 分
合 計 時 間	180 分 (約 3 時間)

平成 29 年職業安定法の改正について

【職業紹介責任者講習ガイドブックより抜粋】

民営職業紹介事業関連法令の改正
労働力需給調整事業の基準の改正経緯

- (1) 我が国の民営職業紹介事業は、平成 11 年 12 月に職業安定法が大幅に改正され、労働力需給調整への役割が、格段に大きくなりました。

平成 11 年 12 月の主な改正

- ①有料職業紹介事業の取扱職業の範囲が原則自由化
港湾運送業務および建設業務に就く職業を除く職業を取り扱うことができる。(無料職業紹介事業は全ての職業を取り扱うことができる)
- ②求職者の保護規定の強化
労働条件の明示、個人情報保護、苦情処理、厚生労働大臣への申告制度を追加
- ③手数料規制の緩和
求人者からの手数料：厚生労働省令で定める手数料又は届出制手数料
求職受付手数料：芸能家、家政婦（夫）、配せん人、調理師、モデル、マネキンの 6 職業
求職者手数料：芸能家、モデルの 2 職業
- ④許可有効期間の延長
有料職業紹介：新規 3 年・更新 5 年、無料職業紹介：5 年
- ⑤職業紹介責任者の選任義務および役割の明確化

- (2) 平成 16 年 3 月には、労働力需給調整を迅速、円滑かつ的確に推進できるよう改正が加えられました。

平成 16 年 3 月の主な改正

- ①職業紹介事業の許可・届出制の見直し
職業紹介事業の許可を事業所単位（支店単位）から事業主単位（会社単位）へ届出による事業許可
イ 特別の法律により設立された法人（商工会議所、農協等）の無料職業紹介事業
ロ 地方公共団体の無料職業紹介事業
ハ 学校等の行う無料職業紹介事業
- ②求職者手数料徴収の対象となる求職者に係る年収要件の改正
700 万円超への引下げ
- ③兼業禁止規制の撤廃
料理店業、飲食店業、旅館業、古物商、質屋業、貸金業、両替業等との兼業規制を撤廃
- ④有料職業紹介事業に係る保証金制度の廃止
- ⑤職業紹介責任者の選任要件の見直し
イ 職業紹介業務に従事する者 50 人当たり 1 人以上

ロ 職業紹介責任者の変更届出は変更の日から 30 日以内 ハ 職業紹介責任者講習受講の有効期間が 5 年に延長、継続講習の講習時間数が 4 時間に短縮 ⑥職業紹介事業の許可の欠格事由の追加 出入国管理及び難民認定法における「不法就労助長罪」を追加 ⑦委託募集の要件の見直し 無報酬の委託募集は届出で可能

 これらの改正が、今日の職業紹介事業に至る大きな転機となりました。

平成 29 年度に職業安定法が改正されました。

((1))平成 29 年 4 月施行の内容は以下とおりです。

- 有料職業紹介事業の許可要件の欠格事由に、社会・労働保険関係法令違反で罰せられた者および暴力団員等が追加されました。
- あわせて以下の改正が行われています。

業務運営要領の改正

- 許可申請書類に添付する書類のうち、代表者、役員に関する書類及び職業紹介責任者に関する書類として必要な住民票の写しは、本籍地の記載のあるものが必要となった。
- 許可更新時の申請書類の添付書類として、職業紹介責任者講習会受講証明書の写しが必要となった。
- 職業紹介事業を行う事業所の要件は、これまでの面積要件（概ね 20 m²以上であること）に代えて、その位置、構造、設備、面積からみて職業紹介事業を行うに適切であること、となった。（当分の間、面積要件も可）
- 労働者派遣事業と職業紹介事業を兼業する場合の個人情報等の管理要件について現行制度は維持しつつ、個別の管理は要しないこととされた。
- 求職申込書に、個人データが求人者に提供されることに関する同意欄を設けること等により、求職者から同意をあらかじめ得るようにすることが必要となった。
- 個人情報保護法の改正に伴い、個人情報保護法に違反した職業紹介事業者については、個人情報保護委員会による指導・助言等の対象になることになった。
- 職業紹介事業者は、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護の関する法律についてのガイドライン」等に留意しなければならないこととなった。

厚生労働省令の改正

- 職業紹介事業許可の有効期間更新の申請期限が、これまでの有効期間の満了する日の 30 日前までから 3 カ月前までと変更になった。

((2))平成 30 年 1 月施行の内容は以下のとおりです。

1 労働条件等の明示

- (1) 求人者は、従事すべき業務内容等を特定、削除、追加する場合はそれらの業務内容等を明示しなければならない。
- (2) 労働条件明示事項に①試用期間に関する事項、②労働者を雇用しようとする者の氏名または名称、③労働者を派遣労働者として雇用しようとする場合はその旨が追加された。
- (3) 試用期間中の従事すべき業務の内容等と試用期間が終了した後の従事すべき業務の内容等が異なる場合には、それぞれの従事すべき業務の内容等を示すこと。
- (4) 求人者等は、求職者等に明示された従事すべき業務の内容等に関する記録を労働者の職業紹介等が終了する日まで保存しなければならない。

2 職業紹介責任者の役割及び選任

職業紹介責任者の役割として、従事者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行わせるものとするとともに、職業紹介事業の管理を適正に行うに足る能力を有する者の基準として、過去5年以内に職業紹介責任者講習を修了していることと定められた。

3 職業紹介事業に関する情報提供義務

- (1) 職業紹介事業者は、インターネットを利用して、「紹介による就職者数」「紹介による無期雇用就職者のうち6カ月以内の離職者数」「手数料に関する事項」等に関し情報提供しなければならないこととされた。
- (2) 職業紹介事業者は、事業報告による情報の提供を行うに当たり、無期雇用就職者が6カ月以内に離職した者に該当するかどうかを確認するため、雇用主に対し調査を行わなければならないこととなった。
- (3) 無期雇用就職者のうち返戻金制度に基づき手数料を免除する事由に該当したものの数を集計する場合は(2)の調査を行うことを要しないこととなった。

4 労働者の募集を行う者等の責務等

「募集情報等提供」について定義されるとともに、募集を行う場合の的確な表示に係る努力義務の対象に募集受託者が加えられた。

5 労働者供給事業者の責務

労働者供給事業者は、当該業務の運営に当たっては、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととなった。

6 指導監督

職業安定法に基づく指針、厚生労働大臣による指導および助言の対象に、求人者等が

加えられた。

7 その他

個人情報の取扱いに係る対象に、求人者等を加えるとともに、守秘義務に違反した者に対する罰則（30 万円以下の罰則）の対象に、無料職業紹介事業者、求人者等が加えられた。

○あわせて以下の改正が行われています。

改正厚生労働省令の施行

1 取扱職種の範囲等の明示等（職業安定法施行規則）

- (1) 取扱職種の範囲等の明示事項に、返戻金制度に関する事項が追加された。
- (2) 有料職業紹介事業者がその事業所内に掲示しなければならないものとして、返戻金制度に関する事項を記載した書面が追加された。

2 労働者供給事業の許可の有効期間（同上）

労働者供給事業の許可の有効期間は3年（許可の有効期間の更新を受けたときは5年）とされた。

3 雇用対策法施行規則の一部改正

移転費の支給対象として、職業紹介事業者の紹介による就職者が追加された。

4 青少年の雇用の促進等に関する法律の施行規則の一部改正

求人者の申込みを受理しないことができる場合として、職業安定法第 5 条の 3（労働条件の明示）の違反する行為をし、公表され、報告の求めにより当該違反行為の是正が行われていないこと等について確認された場合が追加された。

改正職業安定法指針の施行

I 指針の題名の改正

題名について、求人者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給を受けようとする者、内容として、労働者募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務が追加された。

II 従事すべき業務の内容等の明示及び募集内容の的確な表示

- 1 職業紹介事業者等は、求職者等に対し、労働条件を可能な限り速やかに明示しなければならないこととされた。
- 2 従事すべき業務の内容等の明示について、次の内容が追加された。
 - (1) 職業紹介事業者等は、従事すべき業務内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによらなければならない。

イ 専門業務型裁量労働制の対象業務又は企画業務型裁量労働制の対象業務に従事する時間労働をしたものとみなす場合については、その旨明示すること。

ロ 固定残業代に係る計算方法、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働等分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。

(2) 職業紹介事業者等は、従事すべき業務内容等を明示するに当たっては、原則として、求職者等と最初に接触する時点までに明示すること。

(3) 広告等により労働者の募集を行う者等は、平易な表現を用いる等の確かな表示に努めること。

3 従事すべき業務の内容等の変更等に係る明示について、次のような事項が定められた。

(1) 求人者等は、労働契約の締結に際し、明示された従事すべき業務の内容等（以下、「第1項明示」という。）を変更、特定、削除、または追加する場合は、相手方に、それら変更内容等を明示しなければならない。

(2) 求職者に対する明示について、従事すべき業務の内容等の事項の一部（以下、「当初明示事項」という。）が明示され、別途、それ以外の従事すべき業務の内容等が明示された場合は、当初明示事項を第1項明示として取り扱うこと。

(3) 求人者等は、「第1項明示」からの変更内容等の明示を行うに当たっては、求職者等が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならない。また、その際、次のイの方法によることが望ましいが、ロ等の方法によることも可能である。

イ 第1項明示と変更内容等を対照することができる書面を交付すること。

ロ 労働基準法第15条第1項の規定（労働条件の明示）に基づき交付される書面において、変更内容等に下線を引き、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。

(4) 学校卒業見込者等については、第1項明示を変更、削除、または追加することは不適切である。

4 公共安定所が受理した求人の情報を転載する場合は、出所を明記するとともに、転載を行う者の氏名又は名称、所在地及び電話番号を明示しなければならない。

Ⅲ 職業紹介事業者の責務等

1 求職者からの苦情のみならず、求人者からの苦情およびあつせんを行った後の苦情も対象として、迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めることとされた。

2 職業紹介による就職者の早期退職等に関する事項について、次のとおりとされた。

(1) 職業紹介事業者は、その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結

したものに限る) に対し、就職した日から 2 年間、転職の勧奨を行ってはならない。

- (2) 職業紹介事業者は、返戻金制度を設けることが望ましい。
- (3) 職業紹介事業者は、取扱職種の範囲等の明示において求職者に手数料に関し明示する場合、「求職者から徴収する手数料」および「求人者から徴収する手数料」に関し明示しなければならない。また、返戻金制度について、求人者および求職者に対して、明示しなければならない。

3 求人・求職情報の提供と職業紹介事業の区分に関し、次のいずれかに該当する行為を事業として行う場合は、職業紹介事業の許可が必要であるとされた。

- (1) 提供される求職者もしくは求人者の情報の内容または提供相手について、あらかじめ明示的に設定された客観的な条件に基づくことなく当該者の判断により選別または加工を行うこと。
- (2) 当該者から、求職者に対し求人者に関する情報の連絡または求人者に対し求職者に関する情報の連絡を行うこと。
- (3) 求職者と労働者の募集を行う者との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該意思疎通の内容に加工を行うこと。

4 適正な宣伝広告等に関する事項について、次のとおりとされた。

- (1) 職業安定機関その他の公的機関との関係を有しない職業紹介事業者は、これと誤認されるような名称を用いてはならない。
- (2) 職業紹介事業に関する宣伝広告の実施に当たっては、不当景品類及び不当表示防止法の趣旨に鑑みて、不当に求人者又は求職者を誘引し、合理的な選択を阻害するおそれがある不当な表示をしてはならない。

5 職業紹介事業者が行う離職状況に係る調査について、次のとおりとされた。

- (1) 職業紹介事業者は、事業報告による情報の提供を行うに当たり、その紹介により就職した無期雇用就職者のうち、6 カ月以内に離職した者（解雇による離職者を除く）に該当するかを確認するために、当該無期雇用就職者の雇用主に対し、必要な調査を行わなくてはならない。
- (2) 求人者は、当該無期雇用就職者を雇用した場合は、可能な限り、当該無期雇用就職者を紹介した職業紹介事業者が行う調査に協力すること。

IV 労働者の募集を行う者の責務

募集情報等提供事業者の責務として、「相談窓口の明確化等労働者等からの苦情体制の整備及び改善向上に努めること」等が定められた。

V 労働者供給事業者の責務

労働者供給事業者の責務として、「供給される労働者に対し供給される労働者でなくなる自由を保障すること等」が定められた。

業務運営要領の改正

1 求人及び求職の申込み

職業紹介事業者は、求人及び求職の申込みについては、すべて受理しなければならないとされているが、その申込みが法令に違反しているとき等の場合には受理しないことができることとされた。

2 事業所外での職業紹介

職業紹介事業者は、次のいずれにも該当する場合には、事業所以外の場所（以下「事業所外」という）で職業紹介事業を行うことができる。ただし、一定の場所で恒常的に職業紹介事業を行う場合は、当該場所について、職業紹介事業所として届出が必要となった。

（イ）職業紹介責任者が、当該事業所外にいる場合または当該事業所外に速やかに到達できる体制が構築されていること。

（ロ）当該事業所外が有料職業紹介事業許可基準の事業所に関する要件を満たす場所であること。

3 職業紹介責任者の行う業務

職業紹介責任者は、職業紹介に関し労働関係法令等に関する最新の情報を把握しつつ、所定の業務について統括管理するとともに、従業者に対する職業紹介に必要な教育を行うとされた。

4 職業紹介事業者間の業務提携

（1）労働条件の明示義務は、原則として、求職の申込みを直接受理した職業紹介事業者が行うこと。

（2）求人求職管理簿の備付、職業紹介事業報告および職業紹介の実績等に係る人材サービス総合サイトを利用した情報提供等の義務は、業務提携を行う事業者間で取り決めること。

（3）複数の職業紹介事業者を提携先とする場合、一度に意思を確認する提携先は 10 以内とすること。

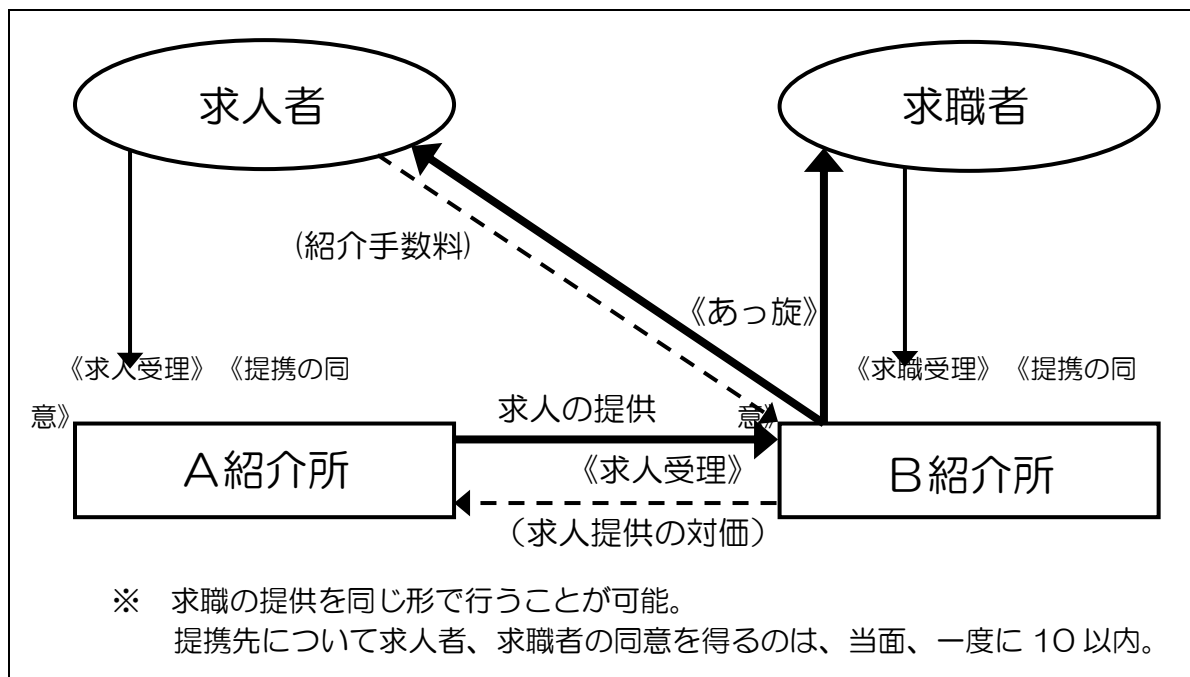
（4）求職者、求人者の同意を求める際に提示する提携先に関する情報に、次の事項を追加すること。

①返戻金制度に関する事項

②「紹介により就職した者の数及び就職者のうち無期雇用の就職者の数」、「無期雇用の就職者のうち就職後 6 箇月以内に離職した者の数」等

③必要に応じて職業紹介事業の実施地域、就職件数の多い職種、年齢、賃金及び雇用

形態等



5 求人求職管理簿の記載事項

(1) 求人管理簿

求人管理簿の⑪職業紹介の取扱状況に、無期雇用就職者である場合はその旨、転職勧奨が禁止される期間（就職した日から 2 年間）および無期雇用就職者の離職状況

(2) 求職管理簿

求職管理簿の⑦職業紹介の取扱状況に、無期雇用就職者である場合はその旨、転職勧奨が禁止される期間（就職した日から 2 年間）および無期雇用就職者の離職状況

6 事業報告

職業紹介事業の状況に関し、無期雇用就職者の 6 カ月以内離職者の離職状況については、その各年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までに就職した者に関する状況を記載することとなった。この場合、雇用主に対し調査をしたうえで離職した人数を報告することとされているが、職業紹介事業者が返戻金制度を設けている場合は、これに代えて、返戻金制度に基づき手数料を返金した人数を報告することができるとされた。

7 職業安定法指針に関する留意・遵守事項の要旨

職業紹介事業者が職業安定法指針に留意しながら遵守すべき事項として、次の事項が追加された。

(1) 労働条件の明示に関する追加事項

- ①労働契約の期間に関し、期間の定めの有無、期間の定めがあるときはその期間
- ②試用期間に関し、試用期間の有無、試用期間があるときはその期間

③労働者を雇用しようとする者の氏名または名称

④労働者を派遣労働者として雇用しようとする場合はその旨

(2) 労働条件等の明示に当たっての留意事項

イ 職業紹介事業者は、求職者に対して、従事すべき業務内容および賃金、労働時間その他の労働条件を可能な限り速やかに明示するとともに、次に掲げる所によらなければならないとされた。

(イ) 明示すべき従事すべき業務内容等は、虚偽または誇大な内容としないこと。

(ロ) 労働時間に関しては、始業および終業の時刻、所定労働時間を超える労働、休憩時間休日等について明示すること。

(ハ) 賃金に関しては、賃金形態（月給、日給、時給等の区分）、基本給、定期的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。また、固定残業代については、その計算方法、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働等についての割増賃金を追加で支払うことを明示すること。

(ニ) 期間の定めのある労働契約を締結しようとする場合は、当該契約が試用期間の性質を有するものであっても、当該試用期間の終了後の従事すべき業務の内容等ではなく、当該試用期間に係る従事すべき業務の内容等を明示すること。

ロ 職業紹介事業者は、従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、原則として、求職者と最初に接触する時点までに明示することとされた。

(3) 求人者等は、求職者に明示した従事すべき業務の内容等に関する記録を、当該明示に係る職業紹介が終了する日までの間保存しなければならないこととされた。

(4) 適正な宣伝広告等に関する事項に関して、求職の申込みの勧奨については、求職者がその能力に適合する職業に就くことができるよう、職業紹介事業の質を向上させ、これを訴求することによって行うべきであり、職業紹介事業者が求職者に金銭等を提供することによって行うことは好ましくないとされた。なお、社会通念上相当と認められる程度の金銭等の支給まで問題とされるものではないとされた。

(5) 職業紹介事業者による情報提供義務として定められた「紹介による就職者数」、「紹介により期間の定めのない労働契約をした就職者のうち離職をした者の数」、「手数料に関する事項」等の提供については、「人材サービス総合サイト」へ掲載することによることとなった。また、必要に応じ、職業紹介事業者のホームページ等への掲載等、インターネットと接続する方法により、情報提供をすることとされた。なお、インターネットへの接続環境がない職業紹介事業者については、職業紹介事業者で構成する団体等に「人材サービス総合サイト」への掲載を依頼して行うこともできるとされた。

※看家協会では、「人材サービス総合サイト」への掲載代行サービスを行っています。（有料）

(6) 職業紹介責任者は、「厚労省人事労務マガジン」（メールマガジン）に登録し、定期的に労働関係法令等の改正に関する情報を把握しなければならないとされた。なお、

インターネットへの接続環境がない等の理由により、登録・受信ができない事業者にあつては、メールマガジンに登録している職業紹介事業者の団体等から、その内容を郵送等により受領し、情報を把握することとしても差し支えないとされた。

※看家協会では、「厚労省人事労務マガジン」の郵送または FAX による配送サービスを行っています。(有料)

職業紹介責任者講習について

- (1) これまで継続講習受講者には講義課目の一部が免除されていたが、平成 30 年 1 月からはこの取扱が廃止され、新規受講者と同一の講義課目を受講することとなった。
- (2) 職業紹介責任者講習において、平成 30 年 1 月から「理解度確認のための試験」が実施されることとなった。ただし、平成 30 年 1 月から 1 年余りの期間は、試行期間とされた。

((3))交付日より 3 年以内の施行

○求人申込の不受理

職業紹介事業者等が、受理しないことができる求人申込に次の事項が加えられた。

- ①一定の労働関係法令に違反し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講ぜられた者からの求人申込
- ②暴力団員、法人であつて役員のうち暴力団員があるもの等からの求人申込
- ③職業紹介事業者等による、求人を受理しないことができる求人の申込みに該当するかどうかの確認に対して、正当な理由がなくその求めに応じない者からの求人申込

【例題 1】

家政婦希望の 60 歳代の求職者 B は、X 紹介所に求職の申込みを行い、職業相談の結果、求人者 A を紹介されました。

求人票の内容は、以下のようになっておりました。

業務内容：「家事一般と子どもの送迎」

勤務時間：1 週間の所定の日 3 日、10:00～13:00（3 時間）

雇用期間：5 か月、給与は 1 時間 1,600 円

X 紹介所は、職業紹介を行い、求職者 B に紹介状を持たせ、求人者 A 宅に面接に行くよう指示しました。

求職者 B は、面接の際、求人者 A から雇用条件について明確な説明はありませんでしたが、事前に明示された雇用条件のとおりと思い、特段の説明も求めませんでした。しかし、採用の段階になって、求人者 A より、業務内容は家事一般のみで、給与は 1 時間 1,200 円に変更したと言われました。

求職者 B は雇用条件が当初と違うため、採用を保留して X 紹介所に相談することとしました。

求職者 B からの相談に対して、X 紹介所はどのように対応しますか。

下記の①～⑤の対応について、それぞれ正しいか、間違っているか、またその理由も教えてください。

- ① X 紹介所は、雇用条件の変更について知らされていなかったため、求人者 A に連絡をして再度確認を行ないます。そのうえで、変更後の雇用条件を求職者 B に説明し、積極的に就労の方向で話を進めます。
- ② X 紹介所は、求人者 A から雇用条件変更の通知が届いておりましたが、まだ求職者 B に変更を伝えていませんでした。求職者 B に変更内容を説明し、就労の方向で説得します。
- ③ X 紹介所は、求人者 A の求人申込を受理する際に、雇用条件について不明な点や求人票の記載事項について確認し、そのうえで、求職者 B に雇用条件の明示をして採用が決定しました。採用が決まったので、変更後の雇用条件は確認せずに求職者 B に就労してもらうよう促します。
- ④ X 紹介所は、求人者 A から変更事項の対照表を作る、労働条件明示書に下線を引く等の方法で明示してもらっていたため、変更された事項を求職者 B に再度明示します。
- ⑤ X 紹介所は、当初の求人票に変更等が生じたため、求人者 A に変更内容を確認し、求人票を赤書きで修正し、雇用条件について確定させ、求職者に明示します。

【関連問題 1】

このケースを求人管理簿、求職管理簿、手数料管理簿及び有料職業紹介事業報告書に計上する場合、どのように計上しますか。この事例でわかる限りで記入してください() は、記入不要)

<事例>

平成 31 年 3 月 30 日に連絡があり、4 月 1 日からの仕事が決まりました。

業務内容：「家事一般と子どもの送迎」

勤務時間：1 週間の所定の日 3 日、10:00～13:00（3 時間）

雇用期間：5 か月

賃 金：1 時間 1,600 円（1,600 円×3H×3 日×4 週間×5 ヶ月＝288,000 円）

（注）手数料は上限制、第二種労災保険に加入とする

○求人管理簿

求人 受付番号	①求人者 ②所在地 ③連絡先	④ 受付 年月日	⑤ 有効期間	⑥ 求人数	⑦ 職種	⑧ 就業場所	⑨ 雇用期間	⑩ 賃金 (形態)
	求人者 A							

⑪職業紹介の取扱状況							備考
紹介 年月日	求職者 の氏名	採用 又は 不採用	採用 年月日 (無期雇用 の場合は (無)と記 入)	無期雇用就職者			
				転職勧奨 禁止期限	離職状況		
					6 か月内 又は 不明 (調 査日・方 法)	返戻金 の有無	
	求職者 B						

<記入不要の理由>

- ・「求人受付番号」は、それぞれの紹介所の求人番号を記入
- ・「④受付年月日」も同様
- ・「⑤有効期間」それぞれの紹介所の職務運営規程に定めた有効期間を記入
- ・「無期雇用就職者」のうち、6 か月以内に離職した者の数を記入。該当しない場合は記入不要

○求職管理簿

求職 受付番号	①求職者氏名 ②住所 ③生年月日	④ 希望職種	⑤ 受付年月日	⑥ 有効期間
	求職者 B			

⑦職業紹介の取扱状況								備考
紹介 年月日	求人 受理番号	求人者の 氏名・ 名称	採用 又は 不採用	採用 年月日 (無期雇用 の場合は (無)と記 入)	無期雇用就職者			
					転職勧奨 禁止期限	離職状況		
						6 か月内 又は 不明 (調査日 ・方法)	返戻金 の有無	
		求人者 A						

<記入不要の理由>

- ・「求職受付番号」は、それぞれの紹介所の求人番号を記入
- ・「⑤受付年月日」も同様
- ・「⑥有効期間」それぞれの紹介所の職務運営規程に定めた有効期間を記入
- ・「無期雇用就職者」のうち、6 か月以内に離職した者の数を記入。該当しない場合は記入不要

○手数料管理簿

①支払者氏名 又は 事業所の名称	②徴収 年月日	③手数料 の種類	④手数料の額		⑤手数料の算出根拠 賃金・割合等	備考
			手数料	第二種特別 加入保険料		
求人者 A						
求職者 B						

--	--	--	--	--	--	--

○有料職業紹介事業報告書（該当箇所のみ）

4 活動状況（国内）

項目 取扱 業務等 の区分	① 求 人				② 求 職	
	有効 求人数	求人数			有効 求職者数	新規求職 申込件数
		常用 求人数	臨時 求人延数	日雇 求人延数		
家政婦	人	人	人日	人日	人	件
	人	人	人日	人日	人	件
	人	人	人日	人日	人	件
	人	人	人日	人日	人	件
計	人	人	人日	人日	人	件

項目 取扱 業務等 の区分	③ 就 職				④ 離 職	
	常 用 就職件数		臨 時 就職延数	日 雇 就職延数	無期雇用 (6ヶ月以内／解雇除 く)	
					離職	不明
家政婦	件	件	人日	人日	人	人
	件	件	人日	人日	人	人
	件	件	人日	人日	人	人
	件	件	人日	人日	人	人
計	件	件	人日	人日	人	人

6 収入状況

項目 取扱 業務等 の区分	求人者（上限制）手数料 料 (職業安定法第32条の3第1 項第1号の規定による手数料)			求人 受付手数料 (別表)	求人者（届出制）手数料 (職業安定法第32条の3第1 項第2号の規定による手数料)			求職 受付手数料	
	常用	臨時	日雇		常用	臨時	日雇		
家政婦									

7 職業紹介の業務に従事する者の数

人

8 返戻金制度

有・無	(ありの場合、その概要)
-----	--------------

9 従業者教育

日時	従業者数	教育内容

【関連問題 2】

有料職業紹介事業報告書を基本に、A～F の数字を「厚生労働省人材サービス総合サイト」に入力してください。

○有料職業紹介事業報告書

平成 30 年度以降報告（平成 31 年 4 月報告以降）＊新様式

項目 取扱 業務等 の区分	③ 就 職				④ 離 職	
	常 用 就職件数		臨 時 就職延数	日 雇 就職延数	無期雇用 (6 ヶ月以内／解雇除 く)	
	無期雇用	それ以外			離職	不明
計	A 件	B 件	C 人日	D 人日	E 人	F 人

平成 31 年 4 月中に掲載



人材サービス総合サイト

		就職者			離職者数 (人)	判明せず (人)
		4 か月以上有期及び無期(人)		4 か月未満 有期 (人 日)		
			うち無期(人)			
〇〇ーユ ー00001 紹介所名	28 年度	報告してあ る数値	—	—	—	—
	29 年度	報告してあ る数値	掲載は任意	—	掲載は任意	—
	30 年度					

【例題 2】

職業紹介責任者についての記述です。正しいものはどれですか。

- ① 職業紹介責任者は、職業紹介に関し「苦情の処理」、「個人情報の管理」、「求人・求職申込の受理、求人者・求職者への助言・指導、事業の改善」、「職業安定機関との連絡調整」の統括管理を行います。
- ② 職業紹介責任者は雇用する労働者の中から「事業所」ごとを選任します。
- ③ 職業紹介責任者の勤務体制は常勤が原則です。
- ④ 法人の代表者や役員及び監査役は職業紹介責任者になれます。
- ⑤ 「成年に達した後 3 年以上の職業経験」が職業紹介責任者になるための要件ですが、パート、アルバイト、自営業などでも職業経験になりますが、学生アルバイトも同様の取り扱いになります。
- ⑥ 職業紹介責任者の職務に「従業者に対する職業紹介の適正に必要な教育」を行うことが必要です。
- ⑦ 法令の最新情報を得ることを目的に「厚生労働省人事労務マガジン」への登録が必要です。

【例題 3】

職業紹介責任者講習会についての記述です。正しいものはどれですか。

- ① 継続受講者は、講義課目の一部について受講が免除されます。
- ② 「理解度確認のための試験」の正式な実施は平成 30 年 4 月からです。
- ③ 「理解度の確認のための試験」において一定の点数以上を獲得しなければ、「受講証明書」の交付を受けることができない。
- ④ 職業紹介責任者の有効期間は 3 年となっています。
- ⑤ 職業紹介責任者講習会受講に当たって、本人確認のための措置が必要です。

有 料 職 業 紹 介 事 業 報 告 書
無 料 職 業 紹 介 事 業 報 告 書

1 許可番号 13

2 事業所の名称及び所在地
(名称) _____
(所在地) _____

3 紹介予定派遣 紹介予定派遣実績の有無 _____

4 活動状況（国内）

項目 取扱 業務等の区分	① 求 人 数				② 求 職	
	有 効 求 人 数	求 人 数			有効求 職者数	新規求職 申込件数
		常 用 求 人 数	臨 時 求 人 延 数	日 雇 求 人 延 数		
	人	人	人日	人日	人	件
	人	人	人日	人日	人	件
	人	人	人日	人日	人	件
	人	人	人日	人日	人	件
	人	人	人日	人日	人	件
	人	人	人日	人日	人	件
	人	人	人日	人日	人	件
	人	人	人日	人日	人	件
	人	人	人日	人日	人	件
計	人	人	人日	人日	人	件

項目 取扱 業務等の区分	③ 就 職				④ 離 職	
	常 用 就 職 件 数		臨 時 就 職 延 数	日 雇 就 職 延 数	無 期 雇 用 (6ヶ月以内／解雇除く)	
	無 期 雇 用	そ れ 以 外			離 職	不 明
	件	件	人日	人日	人	人
	件	件	人日	人日	人	人
	件	件	人日	人日	人	人
	件	件	人日	人日	人	人
	件	件	人日	人日	人	人
	件	件	人日	人日	人	人
	件	件	人日	人日	人	人
	件	件	人日	人日	人	人
	件	件	人日	人日	人	人
計	件	件	人日	人日	人	人

5 活動状況（国外）（相手国別・総計）

項目 取扱 業務等の区分	相手国	⑤ 求 人		⑥ 求 職		⑦ 就 職		⑧ 離 職	
		有 効 求 人 数	求 人 数	有効求 職者数	新規求職 申込件数	無 期 雇 用 就 職 件 数	それ以外の 就 職 件 数	無 期 雇 用 (6ヶ月以内／解雇除く) 離 職	不 明
		人	人	人	件	件	件	人	人
		人	人	人	件	件	件	人	人
		人	人	人	件	件	件	人	人
		人	人	人	件	件	件	人	人
計		人	人	人	件	件	件	人	人

様式第 8 号（第 2 面）

6 収入状況（国内・国外）

取扱 業務等の区分	求人者（上限制）手数料 (職業安定法第32条の3第1項第1号の規定による手数料)			求人受付手数料 (別表)		求人者（届出制）手数料 (職業安定法第32条の3第1項第2号の規定による手数料)			求職受付手数料	
	常用	臨時	日雇			常用	臨時	日雇		
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
計	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円

取扱 業務等の区分	求職者手数料 (職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)					
	常用	臨時	日雇	件	千円	千円
芸能家	件	千円	件	千円	件	千円
モデル	件	千円	件	千円	件	千円
科学技術者	件	千円	件	千円	件	千円
経営管理者	件	千円	件	千円	件	千円
熟練技能者	件	千円	件	千円	件	千円
計	件	千円	件	千円	件	千円

7 職業紹介の業務に従事する者の数

人

8 返戻金制度

有・無 (有の場合、その概要)

9 従業員教育

日時	従業員数	教育内容

- 1 職業安定法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。
- 2 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。
- 3 報告対象期間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

⑨ 氏名又は名称

印

様式第8号（第3面）

記載要領

- 1 職業紹介を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日まで（4④欄にあっては前々年の4月1日から前年の3月末日まで）とすること。
- 3 1には、許可番号を記載すること。
- 4 3には、対象期間における紹介予定派遣に係る実績の有無を記載すること。
- 5 活動状況（国内）
 - (1) 4①の「求人数」及び4③欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人及び就職数について、「常用」（4③欄にあっては無期雇用）、「それ以外」、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。3において「有」と記載した場合は「取扱業務等の区分」の欄に区分ごとに括弧書きで紹介予定派遣に係る状況を記載すること（以下、(2)から(5)まで及び7において同じ。）。
 - (2) 4①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 4②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (4) 4④の「離職」欄には、前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。）のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかなでない者の数を記載すること。
 - (5) 4欄において、「常用」とは、4ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヵ月以上4ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があっても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 6 活動状況（国外）
 - (1) 5⑤の「求人数」及び⑦欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人、期間の定めのない労働契約を締結して就職した人（件）数、それ以外の就職人（件）数を記載すること。
 - (2) 5⑤の「有効求人数」及び⑥の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。⑥の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (3) 5⑧の「離職」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、5⑧の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかなでない者の数を記載すること。

様式第8号（第4面）

7 6の収入状況には、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分及び「取扱業務等の区分」ごとに、対象期間内における全ての手数料収入について記載すること。

また、芸能家、モデル、科学技術者、経営管理者及び熟練技能者に係る手数料については、求人者手数料（職業安定法第32条の3第1項第1号及び第2号の規定による手数料）又は求職者手数料（職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料）にそれぞれ別に記載すること。

8 ⑨欄には、氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

9 その紹介により就職した者のうち第二種特別加入保険料（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の作業に従事する者に対する保険料）に充てるべき手数料を徴収した場合は、手数料管理簿の写しを本報告書に添えて提出すること。

10 7の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。

11 8の「返戻金制度」欄には、返戻金制度（その紹介により就職した者が早期に離職したことその他これに準ずる理由があつた場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部又は一部を返戻する制度その他これに準ずる制度）の有無を記載すること。また、返戻金制度を設けている場合には、その概要を記載すること。